

## グループホーム よつや正吉苑 運営管理規程

### （事業の目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人正吉福祉会が設置するグループホームよつや正吉苑（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等（以下「従事者」という。）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

- 第 2 条 指定認知症対応型共同生活介護、および、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活に支障が生じた要介護状態、または要支援状態の利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行う。加えて、その援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、向上を目指す。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービス、地域移住民との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
  - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
  - 6 指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うものとする。
  - 7 前6項の他、「府中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」（平成25年3月19日 規則第10号）、「府中市指

定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」(平成25年3月19日 規則第11号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームよつや正吉苑
- (2) 所在地 東京都府中市四谷4-46-8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従事者および業務の管理を行う。
- (2) 計画作成担当者 常勤2名以上(介護職員兼務、必要に応じて管理者兼務)  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下、「共同生活介護計画」という。)を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。
- (3) 介護職員 10名以上  
介護職員は、共同生活介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。
- (4) 看護師 非常勤 1名以上  
看護師は利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行う。

(利用定員)

第 5 条 事業所の利用定員は2つの居住区画、各ユニット9人の合計18人とする。

(介護の内容)

第 6 条 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、助言等

(健康管理)

第 7 条 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を講じる。

(介護計画の作成と記録等)

第 8 条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従事者と協議の上、個別の援助の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画書又は介護予防認知症対応型共同共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

- 2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者およびその家族に対して説明し、同意を得る。
- 4 作成した介護計画は利用者およびその家族に交付する。
- 5 利用者に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 介護計画作成後においても、常に共同生活介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて共同生活介護計画の変更を行う。
- 7 事業所は、介護計画に基づいたサービス提供について記録を作成し、契約終了後 5 年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じて事業所内にて閲覧できるものとする。

(利用料金等)

第 9 条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合分に応じた額の支払いを受けるものとする。

（別紙料金表）なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービス費用に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年告示第 126 号）による算定ものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬公示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合分に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 家賃
  - (3) 光熱水費

(4) 共益費

＊(1)～(4)については、別紙利用料金表参照。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 3 前各号に掲げる利用料金の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、別途契約書で指定する期日、方法により受けるものとする。
- 4 前項の支払いを受けたときは、利用料とその他費用について記載した領収書を交付する。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始に際し、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。
- 6 費用を変更する場合には、前項と同様に利用者又はその家族に事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料金の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に交付するものとする。

(利用にあたっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象は要介護状態又は要支援状態であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当するものは対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい症状を伴う者
- (2) 認知症に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 自傷他害の恐れがある者
- (4) 常時医療機関において医療処置を必要とするもの
- (5) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療等を要する者であること等、入居申込者に対して自らが必要なサービスの提供が困難と認められる場合には、介護保険事業所、医療機関等を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。
- 4 入居後、利用者の状態が変化し、入居の条件を満たさなくなった場合には退

居してもらう場合がある。

- 5 利用者の退居に際しては、利用者又はおよびその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保健、医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

#### （衛生管理）

第11条 事業所は、利用者が使用する備品等、又は飲用に供する水について衛生の管理に必要な措置を講じるとともに、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 事業所は、事業所における感染症等の発生、蔓延の防止に必要な次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員の周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために指針を整備する。

（3）事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### （緊急時における対応策）

第12条 従事者は指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、ご家族及び管理者に報告する。又、必要に応じて救急要請等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活の提供中により事故が発生した場合には、区市町村、当該利用者のご家族及び、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して執った処置について記録する。

#### （非常災害対策）

第13条 事業所は非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上の定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### （協力医療機関等）

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めるものとする。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

8 事業所は、サービス提供体制確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び体制を整えるものとする。

#### （苦情処理）

第15条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置対応等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するために必要な措置を講じる。

3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活に関し、介護保険法第23条の規定により区市町村が行う文書

その他の物件の提供もしくは提示の求め又は当該区市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(秘密保持)

第16条 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報並びに秘密事項を第三者に漏洩してはならない。

- 2 事業者は、従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報並びに秘密事項を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するために、その旨を定めた誓約書の提出を求める。
- 3 その他、個人情報並びに秘密事項の保持については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、個人情報管理規定に定める。
- 4 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用中の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報する。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘

束等」という。)を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除く。

- 2 前項の身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の様態及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前項の身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、その他従事者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。
- 4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### （地域との連携等）

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

#### （業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い執拗な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な



研修及び訓練を定期的に実施する。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第21条 事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催ものとする。ただし、令和9年3月31日までは、委員会の開催を努めるものとする。

(損害賠償)

第22条 事業所は、利用者に対する指定認知症共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活〕に関する記録を整備し、そのサービス提供の完結した日から最低2年間は保存するものとする。

- 3 この規程を定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人正吉福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成22年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 1月 1日より施行する。

この規程は、平成28年10月 1日より施行する。

この規程は、令和2年 2月 1日より施行する。

この規程は、令和4年 6月 1日より施行する。

この規定は、令和7年 9月 1日より施行する。